学校法人一川学園　専門学校　越生自動車大学校関係者評価委員会　会則

（目的）

第１条　この規則は、学校法人一川学園専門学校越生自動車大学校が、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにあたり、学校関係者（卒業生、保護者、地域並びに企業等）による学校評価を実施し、保護者、地域住民に理解され信頼されるよう努めるとともに、より良い学校づくりのために学校経営の改善、促進に寄与することを目的に設置する学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

（所管事項）

第２条　委員会は、第１条の目的を達成するために次の各号に掲げる活動を行う。

（１）　学校の「自己点検評価」をもとに外部評価を行う。

（２）　審議された内容から「改善提案」を行い、次年度へ反映させる。

（３）　活動評価通じて、保護者や地域の方々などと学校がお互いに理解を深める。

（４）　授業や学校行事を参観する。

（委員・任期）

第３条　委員会の委員は、保護者、卒業生、地域住民、その他地域関係者など直接学校経営や人材育成に係る者、その他学校が必要と認める者から選任する。

２　委員の任期は２年とする。但し再任を妨げない。

３　補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長・任期）

第４条　委員会は、委員長１名、副委員長１名をおく。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長に事故のあるときは、又欠けたときは、副委員長が職務を代理する。

４　書記は委員長が任命する。

５　委員長、副委員長は委員の任期中在任する。

（会議）

第５条　委員会の会議は専門学校越生自動車大学校長が招集する。

２　委員会の会議は、委員総数の過半の出席をもって成立する。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって行う。

（事務局）

第６条　委員会は、事務局を専門学校越生自動車大学校におく。

２　事務局は本会の会務を行う。

附　則　この規則は平成３０年１２月１０日から施行する。